

見積書提出依頼

平成29年9月12日(火)13:30

件名	豊見城住宅1-201ほか室内修繕
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 2カ月間
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成29年9月19日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官 吉田 TEL:098-866-0031(内線)82532
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

- 工 事 名 豊見城住宅1-201ほか室内修繕
- 工 事 場 所 豊見城市宜保44 ほか
- 工 期 契約締結日から 2カ月間
- 工 事 概 要 1 豊見城住宅1-201ほか室内修繕一式 別添:工事概要書のとおり
2 上記工事に伴う付帯工事一式、廃材処分を含む。
- 一 般 事 項 1 工事は本仕様書によるほか、UR都市機構の「保全工事共通仕様書」(平成26年版)により施工する。
- 2 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用するよう配慮すること。
- 3 本工事に際し、施工要領、工程等について監督職員と充分打合せを行う。また、疑義を生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。
- 4 入居者との日程調整は、宿舎管理人と十分打合せを行った上、請負業者により調整を行うこと。
- 5 作業時間は、入居者及び近隣住民に迷惑をかけないように配慮することとし、概ね午前8時～午後6時までとし、日曜祭日は原則として作業を休むこととする。なお、細部については監督職員の指示による。
- 6 本工事に起因する騒音、振動のほか、現場における安全対策等については、近隣住民及び各住宅住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- 7 作業場・工事車両待機場・作業員休憩所等は本敷地内に設けて差し支えないが事前に当局と設置場所・工法等について協議すること。なお、工事終了後は速やかに後片付けのうえ原状に復すること。
- 8 工事施工に起因して既存道路その他の工作物を損傷したときは、その都度監督職員の指示により速やかに修復等適切な措置をすること。
- 9 工事完了後は清掃後片付けを行ない、工事発生材は関係法令に基づき、場外自由処分とする。
- 10 工事完了後、宿舎管理人に報告し、確認点検を必ず受け確認印を受領し提出すること
- 11 工事工程写真は工事種目毎に①資材搬入、②着工前、③施工中(各工事毎)、④完成時に撮影すること。
なお、撮影に際しては黒板または白板(ミニサイズ可)に住宅名、施工箇所、施工内容等をもれなく記入し撮影すること。

- 共通事項
- 1 施工範囲は、別添：工事概要書による。なお、記載の数量は参考数量とし、実施数量による変更は行わない。ただし、施工範囲に増減が生じた場合はこの限りではない。
 - 2 本工事の施工に必要なメーカーリスト、型式及び見本等はあらかじめ監督職員の承認を得ること。
 - 3 工事完了後は速やかに所定の様式により竣工届を工事工程写真と共に監督職員に提出し確認を受けること。
 - 4 工事竣工後、引渡しの日から1年間、工事目的物にかしがあるときは、かし修補をする。

- その他
- 1 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
 - 2 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

工 事 概 要 書

工事名: 豊見城住宅1-201ほか室内修繕

室 名	場 所	工事概要	数 量	適 用
豊見城住宅1-201	和室	ガラス(網入透明)取替(0.7㎡程度)	1枚	引違サッシ右側
	玄関	下駄箱建付け調整	1式	固定金具取付含む
	浴室	金属製建具等補修(クレセント取替)	1回	1カ所
	和室・台所・洋室	カーテンレール取替	4カ所	和室・和室腰窓・洋室・台所 各1カ所
	便所	木製建具等補修	1回	ドア板穴開き部補修
豊見城住宅2-101	洋室・和室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	4回	洋室・和室各2枚
	和室・台所	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	3回	和室・和室腰窓・台所各1枚
	和室・台所	金属製建具等補修(クレセント取替)	2回	和室・台所各1カ所
	浴室	浴室テラゾー廻りシーリング	1回	1.2m程度
豊見城住宅7-301	浴室	排水溝のタイル押えモルタル補修	1式	
	脱衣所	床フローリング張替(0.55㎡、1枚あたり、下地有)	1枚	
	浴室	浴室テラゾー廻りシーリング	1回	1.2m程度
	玄関	下駄箱引戸建付け調整	1式	扉上下4枚
	便所・台所・和室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	6回	便所・台所・和室各2枚
	便所・台所・和室	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	3回	便所・台所・和室各1枚
	浴室	金属製建具等補修	1回	ドアノブ取替
	便所	木製建具等補修	1回	ドアノブ取替
	和室	木製建具等補修	1回	入口襖建付け調整
豊見城住宅8-103	玄関	金属製建具等補修	1回	玄関ドア建付け調整
	洋室・和室	網戸防虫網張替(H=1800程度、1枚あたり)	2枚	洋室・和室各1枚
	便所・浴室・台所	網戸防虫網張替(H=900程度、1枚あたり)	3枚	便所・浴室・台所各1枚
	台所・浴室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	4回	台所・浴室各2枚
	洋室・居間・和室	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	4回	洋室・居間・和室・和室腰窓 各1枚
	押入	押入床板張替(910×1820、1枚あたり)	2枚	
豊見城住宅8-205	居間・洋室・台所・和室・浴室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	10回	居間・洋室・台所・和室・浴室 各2枚
	居間・洋室・台所・和室・浴室	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	5回	居間・洋室・台所・和室・浴室 各1枚
	浴室	金属製建具等補修	1回	ドアノブ建付け調整
	玄関	下駄箱建付け調整及び扉裏板張替	1式	
	台所	網戸防虫網張替(H=900程度、1枚あたり)	1枚	

室名	場所	工事概要	数量	適用
	浴室	浴室床タイル張替(50角、1シートあたり)	1シート	テラゾとの取合い修繕含む
	和室	木製建具等補修	1回	襖5枚建付け調整
豊見城住宅9-102	和室・洋室・居間	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	7回	和室腰窓・洋室・居間／各2枚、和室1枚
	和室・洋室・居間	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	3回	和室・洋室・居間／各1枚
	便所	木製建具等補修	1回	ドアノブ取替
	浴室	金属製建具等補修	1回	ドアノブ取替
	洋室・居間	金属製建具等補修(クレセント取替)	2回	洋室・居間／各2カ所
豊見城住宅9-201	浴室・便所・洋室・和室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	6回	浴室・洋室・和室・和室腰窓／各1枚、便所2枚
	浴室・便所	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	2回	浴室・便所／各1カ所
	台所	流し台収納扉把手金具取替	1カ所	
	和室・洋室	網戸防虫網張替(H=1800程度、1枚あたり)	3枚	和室・和室腰窓・洋室／各1枚
	浴室	浴室壁タイル縦目地シーリング補修	1回	0.3m程度
名嘉地住宅1-103	和室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	4回	和室・和室腰窓／各2枚
	和室・洋室	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	3回	和室・和室腰窓・洋室／各1枚
	和室	畳下床板補修	1式	畳下地床板取替
	玄関	金属製建具等補修	1回	ドアノブ調整又は取替
名嘉地住宅1-105	台所・和室・洋室	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	8回	台所・和室・和室腰窓・洋室／各2枚
	台所・和室・洋室	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	3回	台所・和室・洋室／各1枚
	和室	金属製建具等補修	1回	欄間通気硝子止め金具取付
	浴室	浴槽(800*700*640)交換	1式	FRP800型ニ方エプロン・蓋付
名嘉地住宅6-101	洗面所	洗面台上部鏡付棚取替	1式	
	浴室	浴槽(800*700*640)交換	1式	FRP800型ニ方エプロン・蓋付
	玄関	玄関ドアクローザー速度調整	1回	

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。